

## 相模原市農業委員会第19回会議議事録

開会日時 令和5年10月2日 午後1時40分

閉会日時 令和5年10月2日 午後2時37分

開催場所 市役所第2別館3階 第3委員会室

出席委員 (印)

	青木 齊		志村 佳男		八木 拓美
	齋藤 憲一		阿部 健		菱山 喜章
	加藤 正博		高橋 三行		藤村 達人
	渋谷 久夫		齋藤 孝之		天野 明
	斉藤 嘉之		山口 幸男		加藤 通一
	大塚 優子		大谷 健一		
	小林 康史		西東 邦雄		

出席委員 19名

欠席委員 0名

傍聴人 0名

事務局 前田康行 伊藤和彦 濱端雄高

議事録署名人 議長

議席 3番

議席 16番

## 会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2		第3回農地あっせん委員会報告
3	議案第30号	令和6年度相模原市農地等の利用の最適化の推進に関する意見について
4	議案第31号	農地法第3条の規定による許可申請について
5	議案第32号	農地法第3条の規定による許可申請について
6	議案第33号	農地法第4条の規定による許可申請について
7	議案第34号	農地法第5条の規定による許可申請について
8	議案第35号	農地法第5条の規定による許可申請について
9	議案第36号	農地法第3条の規定による許可申請について
10	議案第37号	農用地利用集積計画の決定について
11	議案第38号	農用地利用集積計画の決定について
12	報告第32号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
13	報告第33号	農地所有適格法人の報告について
14	報告第34号	非農地証明書の発行について
15	報告第35号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
16	報告第36号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議事の内容 次のとおり

**議長（阿部会長）**

ただいまから、相模原市農業委員会第19回総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は19名で、定足数に達しております。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、3番加藤正博委員、16番菱山喜章委員を御指名いたします。

本日の会議の傍聴希望者は出ておりません。

## 日程1 会務報告

### 議長（阿部会長）

これより日程に入ります。

日程1「会務報告」をいたします。

前田事務局長に報告をいたさせます。

### 事務局（前田事務局長兼次長）

それでは、令和5年8月31日から令和5年10月1日までの主な会務につきまして、御報告させていただきます。

資料を御覧いただきまして、まず、1の会議でございます。

初めに、県関係でございます。

9月4日、令和6年度県農林業施策及び予算に関する要望が行われまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、令和6年度県農林業施策及び予算に関する要望でございます。

9月8日、第1回農業委員会会長・事務局長及び市町村合同会議が開催されまして、阿部会長と私、前田が出席しております。内容につきましては、地域計画の策定についてほかでございます。

9月20日、農業会議常設審議委員会が開催されまして、阿部会長、私、前田ほか出席しております。内容につきましては、農地法に係る諮問についてほかでございます。本市からは、諮問1件、報告8件となっております。

続きまして、市関係でございます。

8月31日、農業委員会第18回総会を行いまして、農業委員17名の方に出席いただきました。内容につきましては、農地法第3条の規定による許可申請についてほかでございます。

同日、第3回農地あっせん委員会を行いまして、農業委員17名が出席しております。内容につきましては、令和4年度農地利用意向調査の実施状況及び回答状況についてほかでございます。

9月12日、農地利用最適化推進委員本庁地区個別報告会を行いまして、農地利用最適化推進委員6名が出席しております。また、9月13日には、津久井地区の個別報告会を行いまして、農地利用最適化推進委員10名が出席しております。会議の内容につきましては、いずれも8月の活動報告についてほかでございます。

9月14日、市議会決算特別委員会市民環境経済分科会が行われまして、私、前田が出席しております。内容につきましては、令和4年度相模原市一般会計歳入歳出決算でございます。

9月22日、役員会を行いまして、阿部会長、菱山副会長が出席しております。内容につきましては、総会提出案件ほかでございます。

裏面を御覧ください。

9月25日、第8回線引き見直しにおける第4回相模原市都市計画審議会小委員会が行われまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、第8回線引き見直しについてでございます。

9月29日、用途地域等見直しの方針における第5回相模原市都市計画審議会小委員会が行われまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、用途地域等見直しの方針についてでございます。

続きまして、2のその他、市関係でございます。

9月5日、緑区大島におきまして、農地再生モデル事業を行いました。農業委員3名が参加しております。内容につきましては、草刈りでございます。

9月20日、中間管理事業に関する情報共有が行われまして、伊藤所長ほか出席しております。内容につきましては、農用地利用集積等促進計画の積極的な活用についてほかでございます。

私からは以上でございます。

**議長（阿部会長）**

ただいまの会務報告について、皆様から何か御発言がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

[ はいの声 ]

**議長（阿部会長）**

それでは、以上で会務報告を終わります。

## 日程2 第3回農地あっせん委員会報告

### 議長（阿部会長）

続いて、日程2「第3回農地あっせん委員会報告」をいたします。

天野委員長から報告をお願いいたします。

### 委員長（天野委員）

8月31日に開催されました第3回農地あっせん委員会の結果について報告いたします。別途配付されております報告資料を御覧ください。

会議の中での主な意見ですが、議題(1)令和4年度農地利用意向調査の実施状況及び回答状況について、利用意向調査を実施した対象農地は、所有者が管理できなくなって荒れてしまっていることが多く、所有者が農地をきれいにするのがかなり難しい状況であるとの意見がありました。

また、昨年度実施した新たにC判定になった農地に対する働きかけについては、所有者が農地の草刈りを早めにしてくれた状況があったので、継続してほしいとの意見がありました。

議題(2)農地再生モデル事業(本庁管内)については、今回の事業として実施するに当たって、水田は畑と管理するノウハウも違うため、諏訪森下の水田を耕作している知り合いにも協力してもらう必要があると感じているとの意見が出ました。

以上で、第3回農地あっせん委員会の結果報告を終わります。

### 議長（阿部会長）

ただいまの報告について、何か御発言がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

[ はいの声 ]

### 議長（阿部会長）

それでは、以上で、第3回農地あっせん委員会報告を終わります。

## 日程3 議案第30号 令和6年度相模原市農地等の利用の最適化の推進に関する意見について

**議長（阿部会長）**

続いて、日程3議案第30号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

**事務局（濱端総括副主幹）**

それでは、1ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第30号 令和6年度相模原市農地等の利用の最適化の推進に関する意見について。令和6年度相模原市農地等の利用の最適化の推進に関し、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定により、別紙のとおり相模原市長に提出する。令和5年10月2日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2ページから9ページを御覧いただきたいと思います。

市への意見の内容につきましては、8月25日開催の農政運営委員会及び8月31日開催の全員協議会等で御審議いただいたものでございます。本日は全案文の朗読は省略させていただきます。

市への意見につきましては、本日の総会で御議決いただいた後、阿部会長、菱山副会長、高橋農政運営委員会委員長、齋藤憲一副委員長、天野農地あっせん委員会委員長、小林副委員長の合計6名の農業委員の方から、市長に提出する予定となっております。なお、日程につきましては、10月中で調整しているところでございます。

以上で説明を終わります。

**議長（阿部会長）**

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

御発言はございませんか。

質疑なし

**議長（阿部会長）**

よろしいですか。

[ はいの声 ]

**議長（阿部会長）**

それでは採決をさせていただきます。

議案第30号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

**議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程3 議案第30号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程4 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について

### 議長（阿部会長）

続いて、日程4議案第31号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤所長）

それでは、10ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-13及び3-1010は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和5年10月2日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、11ページを御覧ください。

收受番号3-13は、中央区上溝に譲渡人が所有する農地を、同じく上溝に住む譲受人が、経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は1ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、上溝の畑、3筆、387㎡です。今後の作付は大根を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、市内の経営農地8筆、5,191㎡で、適切に管理されております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が250日で要件を満たしています。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから許可相当と判断しました。

続きまして、收受番号3-1010は、緑区小倉に住む譲受人が、同じく緑区小倉に住む譲渡人の所有する農地を、リニア中央新幹線事業の農地の収用に伴い、その代替地として取得し、営農を継続するため、所有権移転をする申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は2ページを御覧ください。申請地は、小倉の畑、1筆、290㎡です。今後の作付は、梅、コマツナ、サヤエンドウなどを予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地2筆、2,077㎡は適切に管理されています。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が200日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

以上で説明を終わります。

### 議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号3-13については、中央区担当、小林康史委員、お願いします。

### 7番（小林委員）

9月28日に現地確認してまいりました。写真でもわかりますけど、畑として、きれ

いに利用されている状態です。譲受人と譲渡人の家は隣同士ですので、譲受人から申請地の畑までは200mほどありますけれども、家の裏の畑という感じなので、管理等、近いので問題ないと思います。

以上です。御審議よろしく申し上げます。

**議長（阿部会長）**

続きまして、收受番号3 - 1010については、城山地区担当、齋藤孝之委員、お願いいたします。

**11番（齋藤委員）**

28日に推進委員の落合さんと現地確認してまいりました。譲受人の方が前々回の総会のときに、リニアの関係で、その隣の827の5番地を買って、今、自宅を建てている最中でした。その隣ということで、畑になっていたところですが、草もそんなひどいとは見受けられませんでしたので、一応、問題ないと思います。

以上です。

**議長（阿部会長）**

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

御発言はございませんか。

**質疑なし**

**議長（阿部会長）**

それでは、採決をさせていただきます。

議案第31号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程4議案第31号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程5 議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について

**議長（阿部会長）**

続きまして、日程5議案第32号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

**事務局（伊藤所長）**

それでは、12ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-12は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和5年10月2日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、13ページを御覧ください。

收受番号3-12は、権利設定者の東海旅客鉄道株式会社が、地下にリニア中央新幹線の軌道用のトンネルを建設するため、区分地上権を設定するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は3ページを御覧ください。申請地は、緑区大島の畑、1筆、433㎡です。地下トンネル建設に伴う区分地上権についての説明は省略させていただきます。なお、旧相模原市域での農地の区分地上権については、宮下本町から大島方面にかけての地域が対象で、おおよそ50件の予定になっております。現在、令和2年からの区分地上権設定を行ってきており、今年の4月までの申請で32件の許可をいただいております。

以上で説明を終わります。

**議長（阿部会長）**

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

**質疑なし**

**議長（阿部会長）**

よろしいですか。

**[ はいの声 ]**

**議長（阿部会長）**

それでは、採決をさせていただきます。

議案第32号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程5議案第32号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程6 議案第33号 農地法第4条の規定による許可申請について

### 議長（阿部会長）

続いて、日程6議案第33号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤所長）

それでは、14ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第33号 農地法第4条の規定による許可申請について。別紙農地の転用許可申請收受番号4-3は相当とする理由があるので、農地法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和5年10月2日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、15ページを御覧ください。

收受番号4-3は、申請人が所有する南区新磯野の農地、1筆、991㎡を資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は4ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、不動産業者からの要望により、資材置場に転用するためです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、新設安全鋼板高さ60cmを設置します。雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立若草中学校の南約240mです。

以上で説明を終わります。

### 議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号4-3については、南区担当、斉藤嘉之委員、お願いいたします。

### 5番（斉藤委員）

現地調査に行ってきました。こちら辺の地域は全部資材置場で、農地転用されているかどうかよく分からないのですが、ここも10年ぐらい前から資材置場になっていますので、適切だと思います。よろしくお願いします。

### 議長（阿部会長）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

質疑なし

### 議長（阿部会長）

御発言はございませんか。

[ はいの声 ]

### 議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 33 号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程 6 議案第 33 号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程7 議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について

### 議長（阿部会長）

続きまして、日程7議案第34号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤所長）

それでは、16ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-13から5-15は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和5年10月2日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、17ページを御覧ください。

收受番号5-13は、譲受人の株式会社ショウエイプランニングが、譲渡人が所有する南区当麻の農地、8筆、1,105㎡の所有権移転を受け、資材置場及び駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は5ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由としましては、譲受人である株式会社ショウエイプランニングが、事業拡大に伴い、現在使用している資材置場及び駐車場が手狭なため、新たに資材置場及び駐車場を確保するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、周囲をコンクリートブロック2段から5段積みで土留めをし、その上に安全鋼板高さ3mを設置します。雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は相模原愛川インターチェンジの北東約200mです。

続きまして、收受番号5-14は、譲受人の株式会社アクト・エアが、譲渡人が所有する麻溝台2丁目の農地、1筆、965㎡の所有権移転を受け、駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は6ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由としましては、譲受人は申請地の隣地で産業廃棄物処理施設を営んでおり、事業拡大に伴い、手狭なため、新たに駐車場を確保するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、隣地境界面についてはコンクリートブロックで土留めをし、その上にトタン壁高さ1.8mを設置し、雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立麻溝台中学校の北西約460mです。

続きまして、收受番号5-15は、賃借人が賃貸人の所有する南区麻溝台6丁目の農地、1筆、274㎡の賃借権設定を受け、自己住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は7ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由としましては、賃借人は現在、妻の実家に同居していますが、手狭なため、自己住宅を建築するためです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、コンクリートブロック積み1段で土留めする計画です。雨水については、宅地内に雨水浸透ますを設置し、汚水については公共下水道に接続する計画です。申請地は市立麻溝台中学校の南西約460mです。

以上で説明を終わります。

### 議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号5 - 13から5 - 15について、南区担当、志村佳男委員、お願いいたします。

### 8番（志村委員）

9月29日、現地確認へ行ってまいりました。收受番号5 - 13は、当麻山、お寺の入口になっていまして、地目は田ですけど、盛土になっていまして、地図を見ますと、橋のほうに手前のほうの勾配がかかっていますので、雨水の流出が少し心配かと思われまます。あとは境界も明確ですので、特に問題はないと思います。

続きまして、收受番号5 - 14です。9月28日に現地確認に行ってまいりました。この場所は、とても耕うんされた跡があるんです。きれいに使っておられまして、転用はやむを得ないと思います。

それから、收受番号5 - 15は住宅街の中にありまして、住宅を建てるには特に問題ないと思います。

御審議をよろしくお願いいたします。

### 議長（阿部会長）

ありがとうございました。

收受番号5 - 13で、雨水の対策がちょっと心配だという懸念があるように伺いました。事務局、どうですか。

### 事務局（伊藤所長）

御指摘のありました雨水対策ですが、案内図でいきますと、ちょうど真下に橋のあるところ、川に沿った部分に当該土地は傾斜しているような地形になっております。しかしながら、川沿いには河川管理道路が通っておりまして、約2m近くの高さの擁壁がございます。その2mの上に、河川側についてはコンクリートブロックを2段設置する予定になっております。また、その右側は道路になっておりますが、当然、こちらの道路も奥から川のほうに向かって下り坂になっておりますが、こちらにつきましてもコンクリートブロック、奥は4段、手前の川のほうは6段積んで雨水流出を防ぐように土留めをする計画となっておりますので、計画の段階ですけれども、雨水対策はそのように対応を考えられているということです。

以上です。

### 事務局（前田事務局長兼次長）

今の事案で、事業者からは囲いが3mと聞いておりますが、案内図でいきますと、左上といいますか、近接した形で住宅が1軒あります。この距離ですと、3mの囲いといえますと少し影響があるかなというところがありますから、事業者には、よくコミュニケーションをとって、3mの高さに関しては、いろいろ調整するようという指示はしております。ここの住宅の方からは、ほこり等が気になるので、むしろ高いほうがいいというお話も聞いておりますけれども、3mの高さというものをどこまでイメージされておられるのか、その辺も含めて、コミュニケーションをしっかりとるようという指示はしてあります。

以上でございます。

**議長（阿部会長）**

それでは、これより質疑に入ります。

**質疑なし**

**議長（阿部会長）**

よろしいですか。

**[ はいの声 ]**

**議長（阿部会長）**

それでは、採決をさせていただきます。

議案第34号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程7議案第34号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程 8 議案第 35 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

## 日程 9 議案第 36 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

### 議長（阿部会長）

続いて、日程 8 議案第 35 号、日程 9 議案第 36 号については関連議案になりますので、2 議案を一括して議題に供したいと思いますが、御異議ございませんか。

[ 異議なしの声 ]

### 議長（阿部会長）

御異議なしと認めます。

それでは、議案第 35 号、議案第 36 号を一括して議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤所長）

それでは初めに、本件の概要について説明いたします。

議案第 35 号、議案第 36 号については、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置するものについて、既に許可を受けて設置した営農型発電設備の設置許可期間満了に伴う案件で、太陽光パネルの支柱部分を転用面積とした第 5 条の転用許可と、上部に設置している太陽光パネルに係る 3 条による区分地上権の設定のそれぞれの許可期間を更新するもので、一括審議でお願いしたいと思います。

本申請地は、令和 2 年 10 月から農地所有適格法人である株式会社さがみこファームが利用権設定を受けている農地で、営農作目は養液栽培によるブルーベリー栽培です。設置に伴う作物等への影響については、太陽光パネルの高さは 2.4 m から 2.9 m となっており、農作業を効率的に行う空間を確保していること、ブルーベリーの成育に適した日照量を確保できていることから、作物への影響はないものと判断しました。

今回の更新の許可に当たっては、前年中の農作物の成育状況、営農状況を記載した報告書が既に提出されており、その内容により、成育の栽培管理を通常どおりに行い、現在も適切な営農が継続していることを確認していることから、申請を受け付けたものです。

それでは、まず、議案第 35 号について説明します。20 ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 35 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号 5 - 1025 は、相当とする理由があるので、農地法第 5 条第 3 項において準用する同法第 4 条第 3 項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和 5 年 10 月 2 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、21 ページを御覧ください。

收受番号 5 - 1025 は、借受人のたまエンパワー株式会社が、貸出人が所有し、耕作者として株式会社さがみこファームが利用権を設定している緑区青野原の農地、3 筆、2,934 m<sup>2</sup>のうち 0.84 m<sup>2</sup>に賃借権を設定して、営農型発電設備を設置している支柱

部分について、一時転用許可を更新するものです。期間は、現在の一時転用期間満了の翌日である令和5年11月4日から令和8年11月3日までの3年間です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は8ページを御覧ください。農地区分は農用区域内農地です。営農型発電設備の設置により、転用する場合は、国からの通知により、支柱部分や周辺機器の設置部分を転用面積として取り扱うこととされており、本申請での支柱1本当りたりの面積は0.0045㎡で、一時転用面積は合計で2,934㎡のうち0.84㎡となります。支柱の本数につきましては、地番順で上から言いますと、一番上が42本、2番目の土地が38本、3番目の土地が109本で、合計189本となっております。隣接地への被害防除につきましては、農地全体に浸透性防草シートを敷き、雨水及び土砂の流出を防ぐ計画となっております。申請地は相模原市立青和学園の東約1,820㎡です。

続きまして、22ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-1011は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和5年10月2日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、23ページを御覧ください。

收受番号3-1011は、権利設定者のたまエンパワー株式会社が、緑区青野原の農地、3筆、2,934㎡について、営農を継続しながら、その上に太陽光パネルを設置することに伴い、区分地上権を設定するものです。現地の状況、案内図、申請理由については、議案第35号と同じですので割愛させていただきます。

なお、審議の結果、許可することを決定した場合、一時転用許可申請と区分地上権設定申請の許可日は同日付で許可いたします。

以上で説明を終わります。

#### **議長（阿部会長）**

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号5-1025及び3-1011については、津久井地区担当、菱山喜章委員、お願いします。

#### **16番（菱山委員）**

10月1日に加藤推進委員と現地調査に行っていました。写真で見るとおり、周りは防草シートを敷いてあって、結構きれいにやっています。事務局の説明のとおり、何ら問題ないと思いますので、皆様の御審議よろしくお願ひいたします。

#### **議長（阿部会長）**

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

御発言はございませんか。

#### **7番（小林委員）**

営農型発電設備で、例えばブルーベリーのときに、たしか観光で栽培する80%は収量がなければいけないとあったんですけども、どれぐらいの収量があったのかを知りたくて質問いたしました。

#### **事務局（伊藤所長）**

この辺りでは、反収ということで、ブルーベリーに関しては、10アール当たり

278キロがとれるという計算になっております。その8割ですので、222キログラムの収量になります。しかしながら、今回の申請地は赤枠であるところでした、ここについては、最初から稚苗から発育させました。この写真の左側のところが第1期の許可したところで、昨年、継続の許可をいただいたところですが、こちらについては収穫を早めたいという考えで、使った苗は当初から2年物とか3年物のブルーベリーをポット栽培していました。その関係で、昨年、更新の許可をいただいたときには、基準である数量の約倍の収穫量527キロの収量をとれていたんですが、今回については稚苗から育成してしまっていて、ブルーベリーは約4年目から収穫できるということで、本格的に収穫するにはあと1年、苗木としては育成ができていない状況になっておりますので、今回、収穫量は対象外という考えで、市、耕作者とも話をした上で申請を受けております。

以上です。

**議長（阿部会長）**

小林委員、よろしいですか。

**7番（小林委員）**

はい。

**17番（藤村委員）**

私の経験だと、ブルーベリー、自宅の栗の木の陰になっていたところを、栗を切ったら生育がものすごくよくなって、味もよくなったんですね。収量527キログラムというのは要するに、とれたものの味とか、例えば不良品がいっぱいあったら、量はオーバーしていても、実は農業として成り立たなくなっているのではないのでしょうか。例えば、大きい粒がしっかりとれているとか、小さいものしかとれなかったとか、そういう話は聞いていますか。

**事務局（伊藤所長）**

こちらの耕作者は、過去いろいろございました関係で、よく足を運ぶようにはしております。今年は、皆さん御承知のように、天候が良過ぎまして、果実の生育には逆に影響が出ているようで、あまり収穫もできていないような状況と聞いております。昨年の例でいきますと、粒はかなり大きいものができておりました。数量も地面にとりきれないものが落下してしまっているような状況で、私どもでは生育状況はよいと感じております。

以上です。

**議長（阿部会長）**

よろしいですか。

ほかに御発言はございませんか。

質疑なし

**議長（阿部会長）**

よろしいですか。

[ はいの声 ]

**議長（阿部会長）**

それでは、ただいま2議案を一括して説明を行いました。採決についても一括とすることで御異議ございませんか。

[ 異議なしの声 ]

**議長（阿部会長）**

御異議なしと認めます。

それでは採決をさせていただきます。

議案第35号、議案第36号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

**全員挙手**

**議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程8議案第35号、日程9議案第36号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程 10 議案第 37 号 農用地利用集積計画の決定について

### 議長（阿部会長）

続きまして、日程 10 議案第 37 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤所長）

それでは、24 ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 37 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 5 - 1032 から 5 - 1036 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和 5 年 10 月 2 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、25 ページから 26 ページを御覧ください。

整理番号 5 - 1032 及び 5 - 1033 は、経営規模維持のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は 9 ページを御覧ください。契約期間は 3 年 3 か月、件数は 2 件で、9 筆、面積は 7,271 m<sup>2</sup>です。

続きまして、整理番号 5 - 1034 及び 5 - 1035 は、経営規模拡大のため、新たに利用権設定をするものです。案内図は 10 ページを御覧ください。契約期間は 5 年 3 か月、件数は 2 件で、2 筆、面積は 1,478 m<sup>2</sup>です。

続きまして、整理番号 5 - 1036 は、8 月に本農業委員会で新規就農者認定を行った借受人が新たに利用権設定をするものです。案内図は 11 ページを御覧ください。契約期間は 5 年 3 か月、件数は 1 件で、1 筆、面積は 738 m<sup>2</sup>です。

以上で説明を終わります。

### 議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

### 19 番（加藤委員）

整理番号 5 - 1036 ですが、賃料が 12 万円というのはなぜでしょうか。

### 事務局（伊藤所長）

賃料につきましては、この方は、多肉植物を栽培する予定です。簡単に言いますと観葉植物を栽培して販売することを目的としまして、この地でビニールハウスを建てて営農するということになっていまして、ハウスを建てて使うという部分も含めたことで賃料はちょっと割高になっています。

### 19 番（加藤委員）

貸主がハウスを建ててるのですか。

### 事務局（伊藤所長）

いえ、借主が建てます。万一、やめたり、できなくなってしまうときなどを考えて、撤去費用云々といったことも補償の一つだと思いますけれども、そういった中で賃料がちょっと割高になっています。

### 17 番（藤村委員）

今、説明で多肉植物と出たんですけど、この方は新規就農者とか、何かそういうのが

あるんですか。

**事務局（伊藤所長）**

この方は今年の8月に城山にある島崎ファームという苗屋さんですけれども、そちらで研修を受けておりまして、本人も最初から多肉植物に非常に興味があって、ちょうど島崎ファームさんで手がけておりましたので、そこで研修をして、今回、認定農業者の島崎ファームから研修の修了証をいただいて、新規就農という形で手続を踏ませていただきました。

**17番（藤村委員）**

ありがとうございました。

**議長（阿部会長）**

よろしいですか。

ほかに御発言はございませんか。

**質疑なし**

**議長（阿部会長）**

よろしいですね。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第37号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程10議案第37号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程 1 1 議案第 3 8 号 農用地利用集積計画の決定について

### 議長（阿部会長）

続きまして、日程 1 1 議案第 3 8 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤所長）

それでは、28 ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 3 8 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 5 - 3 5 から 5 - 3 8 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項及び改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条の 2 第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を決定するものとする。令和 5 年 1 0 月 2 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、29 ページから 3 0 ページを御覧ください。案内図は 1 2 ページから 1 5 ページを御覧ください。

整理番号 5 - 3 5 から 5 - 3 8 は、中間管理機構神奈川県農業会議が借り入れ、農業者に貸し出すための利用権を設定するものです。件数は 4 件で、8 筆、面積は 7,875 m<sup>2</sup>です。

以上で説明を終わります。

### 議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

### 議長（阿部会長）

御発言はございませんか。  
よろしいですか。

[ はいの声 ]

### 議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。  
議案第 3 8 号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

### 議長（阿部会長）

挙手全員。  
よって日程 1 1 議案第 3 8 号については、原案のとおり決定いたしました。

**日程 1 2 報告第 3 2 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明に  
ついて**

**日程 1 3 報告第 3 3 号 農地所有適格法人の報告について**

**日程 1 4 報告第 3 4 号 非農地証明書の発行について**

**日程 1 5 報告第 3 5 号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報  
告について**

**日程 1 6 報告第 3 6 号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告に  
ついて**

**議長（阿部会長）**

続きまして、報告案件に移ります。

なお、報告案件につきましては、事務局からの補足説明及び委員から質疑のあった案件のみといたします。

初めに、事務局から補足説明はありますか。

**事務局（伊藤所長）**

特にございません。

**議長（阿部会長）**

それでは、委員皆様から御発言はございませんか。  
よろしいですか。

[ はいの声 ]

**議長（阿部会長）**

それでは、以上で日程 1 2 報告第 3 2 号から日程 1 6 報告第 3 6 号を終わります。  
以上で全ての日程が終了いたしました。

次回、第 2 0 回総会は、令和 5 年 1 0 月 3 1 日火曜日午後 1 時 3 0 分から開催する予定  
です。場所は市役所第 2 別館 3 階第 3 委員会室です。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第 1 9 回総会を終了いたします。